

# 高齢者虐待の現状と 高齢者虐待防止法の理解について

令和6年10月23日(水)

広島高齢者・障害者虐待対応専門職チーム  
社会福祉士 吉本 律子

# 表記について

表記	正式名称
高齢者虐待防止法 法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
国マニュアル 	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和5年3月」 厚生労働省老健局 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001225728.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001225728.pdf</a>
身体拘束廃止・防止 の手引き 	「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 令和6年3月」令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf</a>

# 本日の内容

1. 令和3年度介護報酬改定(令和6年4月より義務化)のポイント
2. 高齢者虐待の定義
3. 高齢者虐待の目的と権利擁護
4. 高齢者虐待の類型及び身体拘束について
5. 不適切ケアと虐待防止について
6. 個人情報保護と虐待対応における地方自治体の取扱い
7. まとめ 私たちができること

# 運営基準改正のポイント①

## 虐待の防止

### 虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

### 虐待等の早期発見

従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について適切な対応をすること。

### 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

## 運営基準改正のポイント②

事業者は虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」「虐待の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点  
を踏まえて実施する。

事業所ごとに義務づけたものであるが次の点に留意する。

同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。

虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

運営規程

## 運営基準改正のポイント③

### 委員会設置 周知徹底

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

(虐待防止検討委員会)

定期的に開催することが必要。(回数の定めはない)

外部の専門家の活用や他の会議体と一体的に設置・運営することとしても差し支えない。

そこで得た結果は、従業員に周知徹底を図る。

### 指針の整備 (必要項目)

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

ロ 虐待防止検討委員会とその他の事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

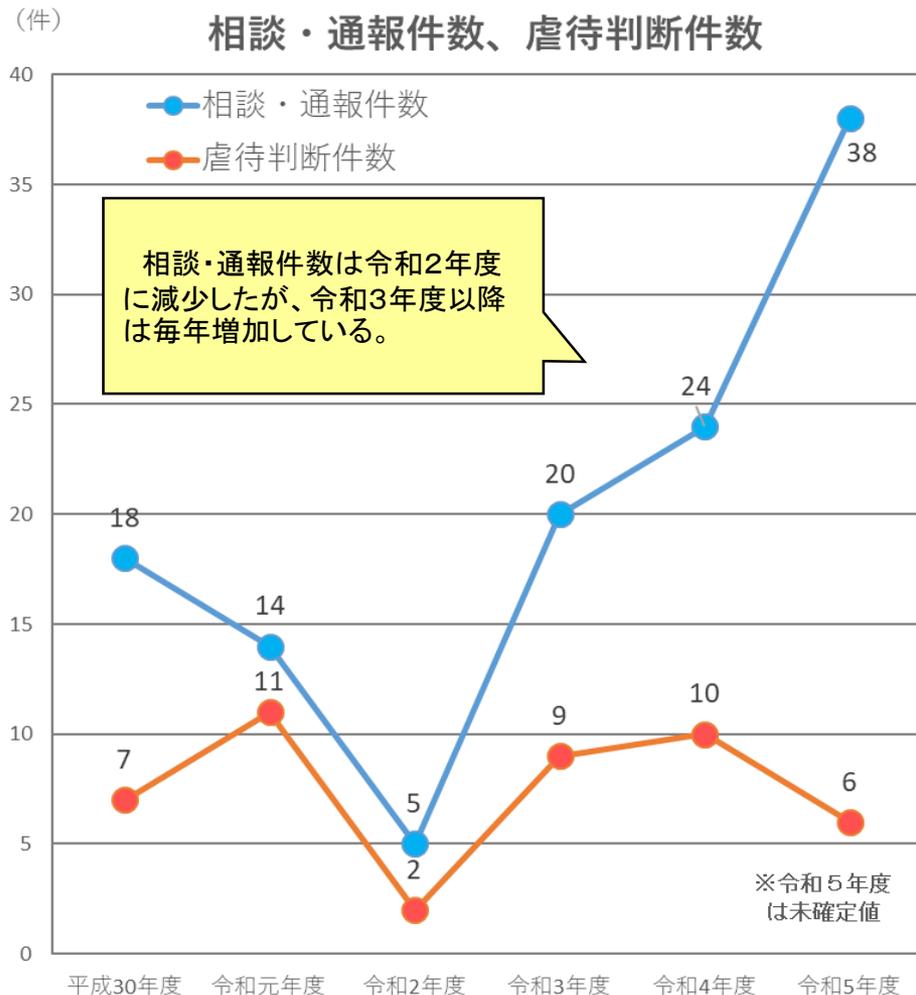


## 運営基準改正のポイント④

定期的な 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・年2回以上 (地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</li><li>・上記以外のサービスは年1回以上</li><li>・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。</li></ul>
担当者の設置	専任の担当者を置く。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
認知症介護 基礎研修	認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化する。
対象者	介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

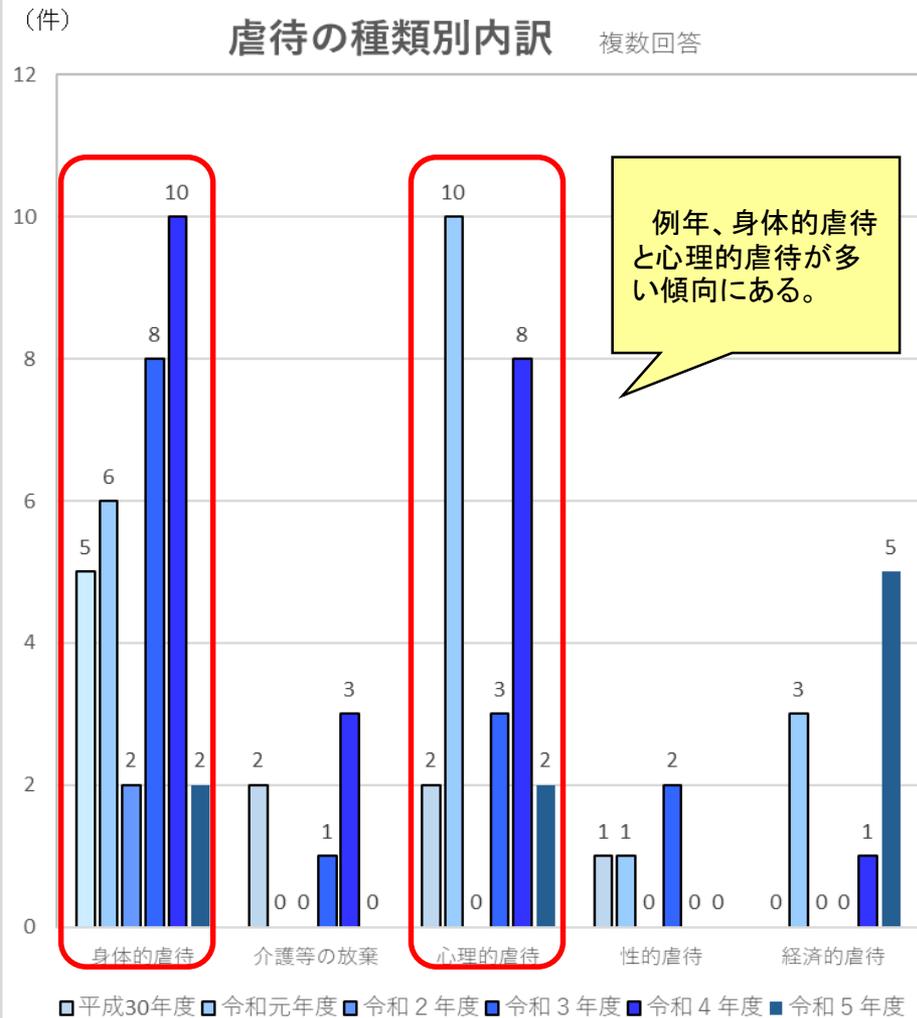
# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状(広島市)

## 相談・通報件数、虐待判断件数



## 虐待の種類別内訳

複数回答



# シンキングタイム①

---

- ①「●●ちゃんはほんとだめねえ」とからかわれる。
- ②ナースコールを外したり、話しかけているのに、聞こえないふりをされた。
- ③「ちょっと待ってて」と言い、なかなか対応してくれない。
- ④無理やり食事を口に押し込められる。
- ⑤「さっき食べたでしょ！」と大きな声で怒られる。
- ⑥無言で部屋に入ってきて、テーブルの片づけをされる。
- ⑦カーテンを開けたままで無言で排泄の介助をされた。
- ⑧メガネや入れ歯、補聴器を直してほしいと伝えても「忙しい」と言って対応してくれない。
- ⑨何の説明もなくセンサーマットを設置し、ずっと取りはずしてくれない。
- ⑩「●●したらダメでしょ！」と強い口調で怒られる。
- ⑪あなただけを看ている訳ではないと話を聞いてくれない。

# 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待の防止とともに、  
高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を  
国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進すること。  
(国マニュアルP16)

## 高齢者虐待防止法 第一条(目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 尊厳の保持とは

【憲法第13条】（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【社会福祉法第3条】（福祉サービスの基本理念）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、（中略）、支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

【介護保険法第74条第6項】

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【介護保険法第88条第6項】

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

## 誰の人権を護るのか？

誰もが生まれながらにして持っている  
人として幸せに生きていくための権利



- 社会の中で
- 自由に考え
- 自由に行動し
- 自由に暮らす

すべての個人が互いを人間として尊重する法原理

自己決定 自己表現 自己実現

# 権利の侵害 人格尊重義務違反

個人の権利(人権)が守られていない状態

虐待

いつ叩かれるかとビクビクする  
安心できない

叩かれるのは自分が悪いから  
自信が持てない

叩かれるしかないと思い込む  
自由でない



「安心・自信・自由」  
が奪われた状態

全ての人には自分自身の意思で自由に行動して生活する権利がある

## 高齢者虐待の定義

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができる。

(国マニュアルP2～5)

### 【定義(法第2条)】

誰が？	「養護者」または「 <b>養介護施設従事者等</b> 」が
誰に？	高齢者( <b>65歳以上の者</b> )に
どうする？	身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を行う。

# 養護者の捉え方

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。  
(高齢者虐待防止法第2条第2項)

⇒高齢者の日常生活において何らかの世話をする者

例えば…高齢者の金銭を管理する。  
食事や介護の世話をする。  
自宅や自室の鍵の管理をする。



※ 同居しているかどうかは問わない。

養介護施設従事者等に該当しない施設等(有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等)については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されない。

提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していく。  
(国マニュアルP3~4)

# 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務に従事する者 (※)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。(高齢者虐待防止法第2条第5項)

(国マニュアルP4)

## 65歳未満の者への虐待について

65歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要。

- 介護保険法の第一号被保険者・第二号被保険者が、地域で自立した日常生活を送るための支援である地域支援事業(包括的支援事業)の権利擁護業務では、**成年後見制度の活用の促進**や老人福祉施設等への措置の支援を行う。
- 老人福祉法(第5条の4)では、措置の対象者を「65歳以上の者(65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む)」と定めている。
- ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以降「障害者虐待防止法」と表記)での対応が基本。

(国マニュアルP2～3)

## 65歳以上の障害者への虐待について

- 65歳以上の障害者は、法と障害者虐待防止法のいずれの支援対象にもなる。
- これらの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、本人の状況に応じて各法律の規定により対応する（障害者支援施設への保護が適切な場合は、障害者虐待防止法を適用する等）。

（国マニュアルP3）

## 虐待防止法の取り扱いに準じた対応の例

- 養護・被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待
- 養護者に該当しない場合は、法の直接の対象とならない。ただし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をすることが求められる。
  - 事案によっては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)や刑法等により対応する。
  - 通報・相談の段階では養護者かどうかの判定が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応を行う。

(国マニュアルP5～6)

# 高齢者虐待の類型

	養護者による虐待 (法第2条第4項)	養介護施設従事者等による虐待 (法第2条第5項)
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ,又は生じるおそれのある暴行を加えること。	高齢者の身体に外傷が生じ,又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置,養護者以外の同居人による虐待行為の放置等,養護を著しく怠ること。	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による  
高齢者虐待の類型(例)  
(国マニュアルP8,9)

## 類 型

## どういふことか？(例)

### 身体的虐待

①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為

平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。刃物や器物で外傷を与える。など

②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為をさす。

③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など

④本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

身体を拘束し、自分で動くことを制限する。  
※身体拘束の11項目を参照  
外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れぬ。など

## 類 型

## どういふことか？(例)

### 介護・世話の放棄・放任

①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する

③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する

入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる。など

徘徊や病気の状態を放置する。虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず無視する。本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設から連れ帰る。など

孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。など

類 型	どういふことか？(例)
<p data-bbox="73 529 123 751">心理的虐待</p> <p data-bbox="156 172 817 322">脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、痛がらせ等によって、精神的苦痛を与えること</p>	<p data-bbox="871 172 1856 322">老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。</p> <p data-bbox="871 329 1450 375">怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</p> <p data-bbox="871 382 1499 428">侮辱を込めて、子供のように扱う。</p> <p data-bbox="871 435 1837 585">排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</p> <p data-bbox="871 592 1831 689">台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</p> <p data-bbox="871 696 1740 742">家族や親族、友人等との団らんから排除する。</p> <p data-bbox="871 749 948 795">など</p> <p data-bbox="871 859 1856 955">※家族とは 一般的に血縁と婚姻を基礎として共同生活を営む集団を指す。</p> <p data-bbox="871 962 1846 1059">※親族とは 民法第725条に規定され、6親等以内の血族、配偶者、3信徒以内の姻族を指す。</p>

類 型	どういふことか？(例)
<p>性的虐待</p> <p>本人への性的な行為の強要 又は 性的羞恥心を催す <b>あらゆる</b> 形態の 行為</p>	<p>排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 性器を写真に撮る、スケッチをする。 キス、性器への接触、セックスを強要する。 わいせつな映像や写真を見せる。 自慰行為を見せる。 など</p>
<p>経済的虐待</p> <p>本人の <b>合意(※)</b> なしに、 又は、 判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。 あるいは、 本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<p>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など</p> <p><b>※養護者に限らない</b></p>

養介護施設従事者による  
高齢者虐待の類型(例)  
(国マニュアルP10～12)

## 類 型

## どういふことか？（例）

### 身体的虐待

#### ①暴力的行為

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為をさす。

#### ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

#### ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷させる。本人に向けて物を投げつけたりする。など

医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。

介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。

車いすやベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。

食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。

通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など

# 正当な理由なく身体を拘束することは**身体的虐待**です

## 身体拘束等に関する考え方

平成12年4月 介護保険法施行

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者の生命や身体を保護するために身体拘束その他の行動制限は原則禁止

※緊急やむを得ない場合を除く

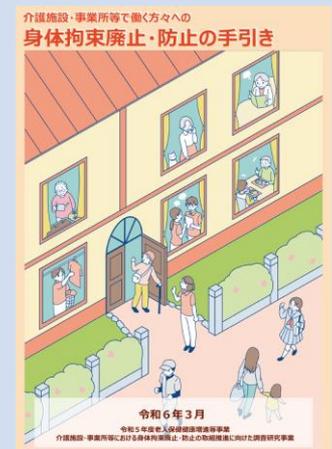
指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 第11条  
(指定介護福祉施設サービスの取扱い方針)

4 指定介護老人福祉施設は指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)**を行ってはならない。

平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引」をもとに

令和6年3月「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が策定されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

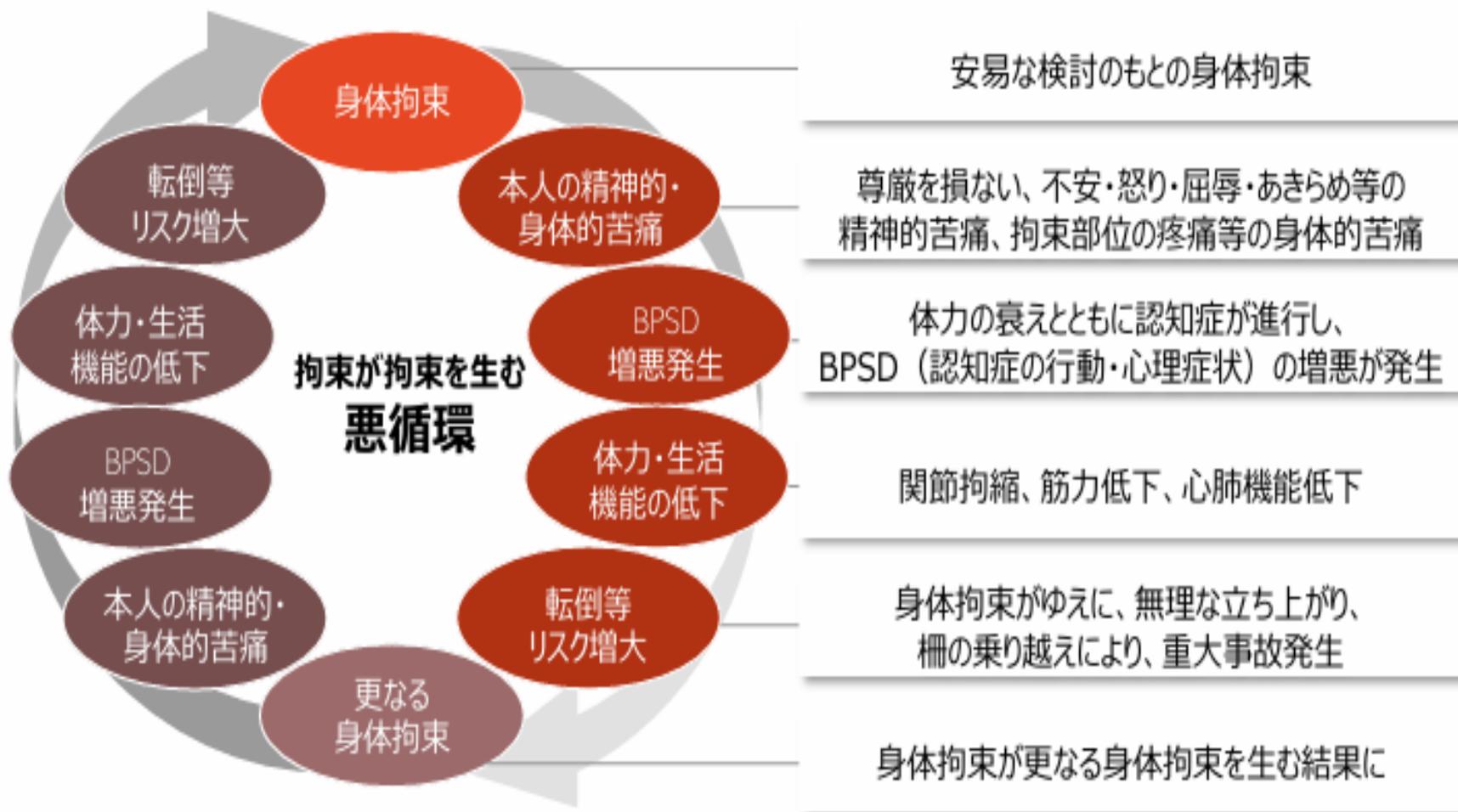


## 身体拘束の11項目

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

(出典: 身体拘束廃止・防止の手引きP5)

# 身体拘束が生む「悪循環」を認識しましょう



「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）一部改変  
 （身体拘束廃止・防止の手引きP6）

## 緊急やむを得ない場合の対応

1 利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除いて身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

例外3要件 すべてを満たしていることが必要。仮に3つの要件を満たす場合においても、対応に留意する必要がある。 (国マニュアルP14)

### ①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### ②非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

### ③一時性

身体拘束は一時的なものであること

解除の要件を、本人・家族、関係者・関係機関全員で事前に決めておくことが有用。

2 組織として慎重に検討し、決定する

⇒身体拘束廃止委員会等による組織的・客観的なアプローチ

⇒その根拠を記録に必ず残す(個別支援計画に必要な事項(態様・時間・対象者の心身の状況・緊急やむを得ない理由)を記録する・そのつど経過を記録する等)

※2年間保管

3 本人・家族に十分な説明を行い、同意を得る

⇒単に同意を得ればよいということではない。家族が希望すれば実施していいのか？

⇒第三者や専門家の意見も取り入れる。

(施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備P8,9を参考に作成) 31

## 緊急やむを得ない場合の対応

### 4 留意事項

当該記録があったとしても、身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき、以下の措置を講じられていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用する。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。

※虐待防止検討委員会等と一体的に設置・運営することも差し支えない。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。※新規採用時は必須開催。

改善計画を提出し、改善が図られるまで、その事実が生じた月(行政側が発見した月)の翌月から少なくとも3か月間は、所定の単位数の100分の10に相当する単位数を減算することが規定されている。

(国マニュアルP14,15)

## 3つの要件の再検討及び該当しなくなった場合の解除について

「緊急やむを得ない場合」の3つの要件に該当するかどうかを常に、観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要である。

身体拘束を実施している時間帯において、本人の様子を定期的・継続的に観察する。

実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討する。

### 施設において特に確認すべきポイント

- 要件に該当しなくなった場合、直ちに身体拘束を解除する必要があることを組織全体で認識共有しましたか？
- 身体拘束を一時的に解除して状態を観察するといった工夫を行いましたか？
- その結果について、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で共有し再検討しましたか？
- 事前に想定した解除の要件に当てはまりますか？

(身体拘束廃止・防止の手引きを参考に講師作成)

類 型	どういふことか？(例)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護・世話の放棄・放任</p> <p>①必要とされている介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p>	<p>入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など</p> <p>医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。 あるいは救急対応を行わない。 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う<u>介護計画等の見直しを怠る</u>。など</p>

類 型	どういふことか？（例）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護・世話の放棄・放任</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p>ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など</p> <p>他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言ひ、その後の対応をしない。 必要なセンサーの電源を切る。など</p> <p><u>施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。など</u></p>

## 類 型

## どういふことか？(例)

### 心理的虐待

①威嚇的な発言、態度

怒鳴る、罵る。「ここにいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など

②侮辱的な発言、態度

排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。

子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言ひふらす。話しかけ、ナースコール等無視する。

高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。

高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみる(他の利用者にやらせる)。など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

など

類 型	どういふことか？(例)
<p data-bbox="73 504 125 729">心理的虐待</p> <p data-bbox="156 197 838 301">⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <p data-bbox="156 568 330 618">⑥その他</p>	<p data-bbox="871 197 1866 301">本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</p> <p data-bbox="871 305 1831 404">理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</p> <p data-bbox="871 408 1831 512">面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など</p> <p data-bbox="871 568 1831 666">車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</p> <p data-bbox="871 671 1831 721">自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</p> <p data-bbox="871 725 1831 823">入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</p> <p data-bbox="871 828 1682 878">本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</p> <p data-bbox="871 882 1846 986">浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など</p>

類 型	どういふことか？（例）
<p>性的虐待</p> <p>本人への性的な行為の強要 又は 性的羞恥心を催す <u>あらゆる形態の行為</u></p>	<p>性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 わいせつな映像や写真を見せる。 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 <u>排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</u> 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための <u>配慮をしない。</u> など</p>
<p>経済的虐待</p> <p>本人の <u>合意（※）</u> なしに、 又は、 判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。 あるいは、 本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<p>事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 日常的に使用する <u>お金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</u> など</p>

## 本人の合意について

認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異論を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断が必要。

(国マニュアルP12)

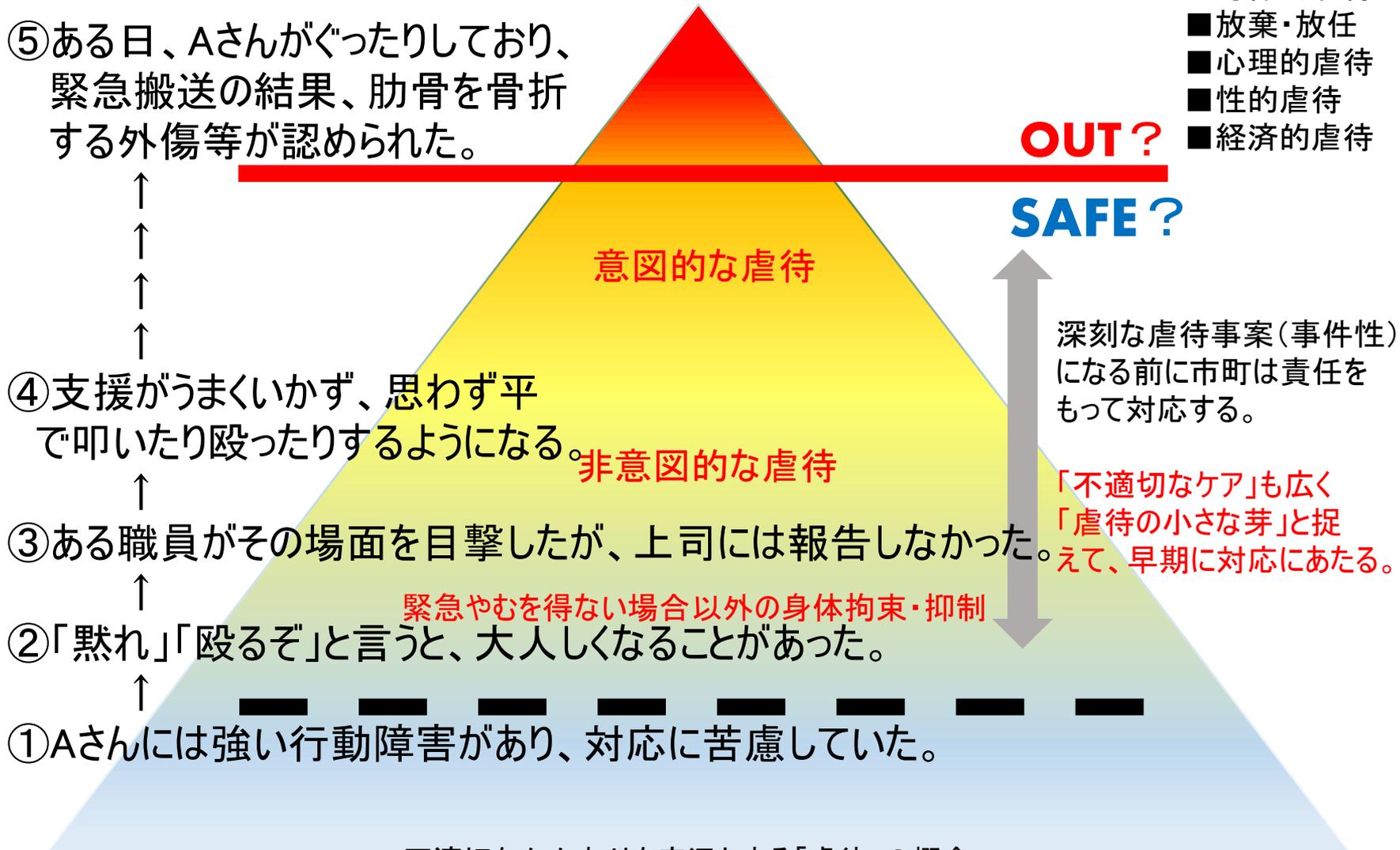
## シンキングタイム②(○×クイズ)

---

- ( ) 高齢者本人が同意している場合は、身体拘束にあたらぬ。
- ( ) 同僚の虐待行為は認識していたが、自分には行っていないので虐待にはあたらない。
- ( ) ショートステイの利用者が「A職員に脅された」と話したが、認知症もあり、事実かどうかは不明なのでそのまま聞き流した。
- ( ) 同僚の虐待行為を発見したが、個人情報保護を優先し通報しなかった。
- ( ) 虐待行為をしていた職員を解雇してくれたのでこれで安心だ。
- ( ) 高齢者虐待は、法的に罰するための法律ではないので暴力行為をしても罰を受けることはない。
- ( ) 養介護施設に該当する施設ではないので、通報する必要はない。
- ( ) 一時的に利用者の金銭を借りただけなので問題ない。

# 深刻な虐待に至るまでに必ずグレーゾーンがある

- (虐待の種類)
- 身体的虐待
  - 放棄・放任
  - 心理的虐待
  - 性的虐待
  - 経済的虐待



不適切なかかわりを底辺とする「虐待」の概念

## 深刻な虐待に共通していること

- ① 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート  
⇒ 不適切なケア＝虐待につながるグレーゾーンがある  
例えば 「ちょっと待ってね。」と対応しない。  
内服が難しいことから、食事に混ぜて服薬する。  
食事を機械的に口にに入れる。  
など
  - ② 結果、取り返しのつかない最悪のケースとなる  
(刑法; 傷害致死罪(205条)、傷害罪(204条))
  - ③ 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
  - ④ 介護負担やストレス・組織風土
  - ⑤ 通報義務の不履行
  - ⑥ 設置者、管理者による組織的な隠ぺい
  - ⑦ 事実確認調査に対する虚偽
  - ⑧ 研修・教育の不足・ケアの質
- 等々

## 虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品(眼鏡、義歯、補聴器など)や道具(コールボタンなど)が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している	していない	—
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	—
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

## 虐待の未然防止に向けて

不適切なケアを減らす。虐待の芽を摘む。



要因から分析し、相互作用を把握する。



虐待の未然防止につながる。



組織的な取り組みを行い、  
職員ひとりひとりが必要な役割を果たす

背景・要因  
の解消

# 虐待の芽チェックリスト活用例①

## チェックリストの 目的説明

- チェックリストに取り組む目的として「高齢者の尊厳あるケアの実現」について共有する
- 不適切ケアになっていないかを自己及び他者からの視点によりチェックを行う

## チェックリストの 実施

- 定期的に実施する（例：半年に1回、研修前等）
- 無記名で回収（フロア・エリア・職種など単位を分けて回収すると分析に役立つ）
- 「高齢者虐待防止のセルフチェックリスト」や「組織体制チェックリスト」も同時に実施する

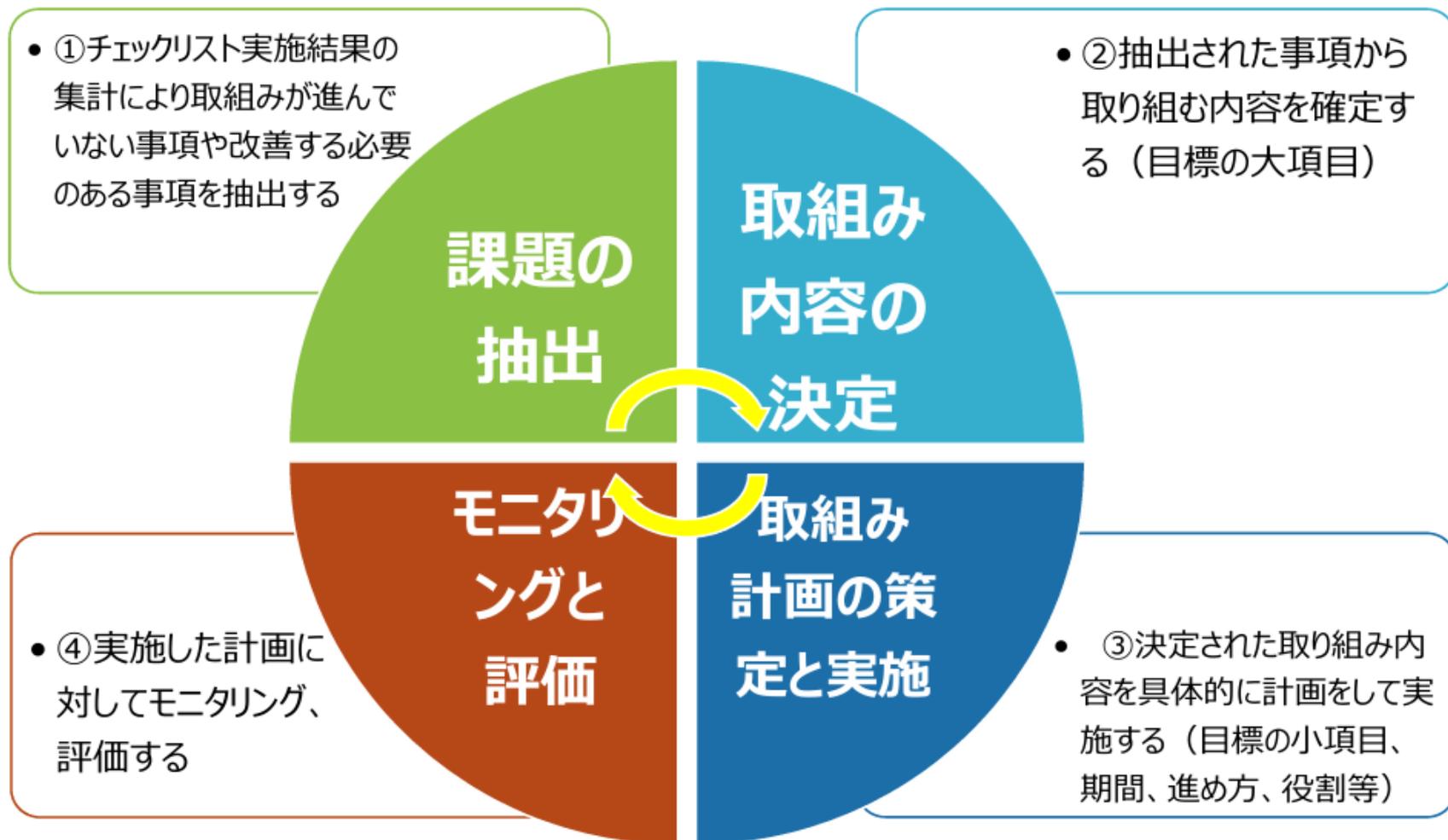
## 分析

- 集計し傾向を把握する（小単位ごとの特徴、チェックの多い・少ない項目、前回比較等）
- 課題抽出：①背景や原因について仮説をたてる ②各種会議や委員会等により検討する
- 改善計画の作成する

## フィードバック

- 虐待の芽チェックリスト等の実施・分析結果と課題及び改善計画を職員へ説明する
- 虐待の芽チェックリスト等の実施結果を基に具体的取組の実行をする（虐待防止研修等）
- 改善計画に対するモニタリングと評価（PDCAサイクルを回していく）

# 虐待の芽チェックリスト活用例②



「障害のある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」一般社団法人大阪府知的障害者福祉協会2010年を参考に高齢者権利擁護支援センターが作成

(公財)東京都福祉保健財団 洋外語施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集より <https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>

# 養介護施設従事者による虐待の背景・要因(例)

## 【組織運営に起因する要因】

- ①ケアの理念や組織運営の方針が明確でない。
- ②各職種の責任や役割が明確でない。
- ③業務の流れが効率優先である。
- ④職員教育の体制が整っていない。
- ⑤第三者や当事者などへの情報公開に消極的である。等



## 【負担やストレス・組織風土に起因する要因】

- ①人手不足により休憩が取れない、夜勤時の負担が大きい。
- ②空間の密室性、閉鎖性、周囲の無理解
- ③職場内の人間関係がぎこちない。
- ④他の職員の言動を見て見ぬふりをする。無関心。
- ⑤組織内の連絡体制が整っていない。等

## 相互作用 重複



## 【ケアの質・倫理観に起因する要因】

- ①障害特性を理解していない。
- ②利用者の状況が把握できていない。  
(アセスメント不足)
- ③アセスメントやケアについて学習する機会がない。考えない。  
援助技術が身につけていない。
- ④個別計画と実際のケアの内容が合致していない
- ⑤関係法令を知らない。知ろうともしない。等



## 【チームアプローチに起因する要因】

- ①リーダーの役割が不明確である。
- ②チームとして担当する範囲や業務の確認ができていない。
- ③職員間の情報共有の仕組みが整っていない。
- ④チームでの意思決定の仕組みや手順がない。
- ⑤誰かがやってくれるという意識が強い。等



# 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

虐待の発生要因として最も多かったのは

- ①「教育・知識・介護技術等に関する問題」 次いで
- ②「職員のストレスや感情コントロールの問題」
- ③「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」
- ④「倫理観や理念の欠如」であった。

R3年度



R4年度

表7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	415件	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169件	22.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	159件	21.5
倫理観や理念の欠如	94件	12.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	71件	9.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	55件	7.4
その他	19件	2.6

（注）都道府県が直接把握した事例を含む 739 件に対するもの

表7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	480件	56.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	197件	23.0
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	193件	22.5
倫理観や理念の欠如	153件	17.9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99件	11.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85件	9.9
その他	30件	3.5

（注）都道府県が直接把握した事例を含む 856 件に対するもの。

厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より抜粋 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989\\_00025.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html)

養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

課題1 組織経営に課題がある	
<b>背景・要因</b> ●組織設立の理念や組織目標が共有されていない ●利用者の立場を考えた組織になっていない ●経営責任が果たされていない	⇒ <b>☑予防のポイント</b> □組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている □組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している □職員を支援する仕組みを整備している □苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されている
課題2 チームケアが上手くいっていない	
<b>背景・要因</b> ●ケアはチームで行うという意識が薄い ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の間関係維持に向いている	⇒ <b>☑予防のポイント</b> □それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている □職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている □話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする □チームケアの目的を確認している □管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする □ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している
課題3 提供するケアに課題がある	
<b>背景・要因</b> ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分ではない ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ●一人ひとりの利用者に合わせてケアが提供されていない ●ケアの質を高める教育が十分でない	⇒ <b>☑予防のポイント</b> □ <b>認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの手法</b> を知っている □一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプランを作成している □職員の経験に応じた教育システムができていて □ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができていて □他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □外部研修の伝達が十分になされている
課題4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない	
<b>背景・要因</b> ●人を支援することの意味を考える機会がない ●虐待・身体拘束に関する意識・知識が不足している	⇒ <b>☑予防のポイント</b> □ケアになぜ倫理観が必要か理解している □ <b>何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか</b> 知っている □虐待防止や身体拘束防止の具体的な方法を知っている □ <b>虐待防止や身体拘束廃止について話し合う</b> 仕組みがある
課題5 組織のあり方を変えにくい雰囲気	
<b>背景・要因</b> ●組織として負担やストレスを軽減する取組をしていない ●現状をよしとして、組織を変えていくことに抵抗がある	⇒ <b>☑予防のポイント</b> □管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している □管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整備している □職員の見解を聞く機会を組織として設定している □利用者、家族、外部の人(実習生やボランティア、第三者評価)の意見を聞く機会がある □ <b>経営層が組織のあり方</b> を常に見直している

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人理念がわかる教材(映像等)を作成し、新入職員研修等で活用しています</li> <li>日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります</li> <li>経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります</li> <li>職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています</li> </ul>
個別ケア・認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています</li> <li>認知症の人の「その人らしさ」を知るツール(センター方式、ひもときシートなど)を活用しています</li> <li>定例の会議でミニ事例検討をしています</li> <li>利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています</li> <li>職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています</li> </ul>
権利擁護意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています</li> <li>組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形(数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等)にまとめて、話し合い、改善をしています</li> <li>「虐待の芽」の状態に気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています</li> <li>身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています</li> <li>一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています</li> </ul>
職場内訓練(OJT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入職員を教育する担当制の指導者を配置(アドバイザー/プリセプター)し、指導者向けの研修も実施しています</li> <li>新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・プリセプターに対しての研修を実施しています</li> <li>よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト(「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など)を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合っ共有しています</li> <li>上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやってみせています</li> <li>利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています</li> </ul>
職場外訓練(OFF-JT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています</li> <li>職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています</li> <li>定例会議で、外部研修の伝達をする時間(15分から30分)を設けています</li> </ul>
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています</li> <li>提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています</li> <li>なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています</li> <li>感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています</li> </ul>
開かれた組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています</li> <li>福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています</li> <li>コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています</li> <li>ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています</li> <li>虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています</li> </ul>
ストレス・負担感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています</li> <li>職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります</li> <li>シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています</li> <li>人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています</li> </ul>

出典：養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ(公益財団法人 東京都福祉保健財団、平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業『高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書』、2016)。

出典：「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント(公益財団法人 東京都福祉保健財団、『その人らしさ』を大切にケアを目指して、2016、p.9-10)。」より作成

## 高齢者虐待の防止

(法第5条) 高齢者虐待の早期発見等(努力義務)

1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた**高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。**

早期発見

・  
通報規定

(法第21条) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者もしくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した場合は、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

## 高齢者虐待の防止

### 通報者の保護

(法第8条) 通報者や届出者の秘匿義務

市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(第21条第6項) 通報の例外規定

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(第21条第7項) 通報による不利益の禁止

養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

### ポイント

① 虐待しているという「自覚」は問わない

② 本人の「自覚」も問わない

③ 家族の意向があっても(身体拘束を求められても)安易に身体拘束を行わない

④ 客観的な事実をもとに、虐待の判断は必ずチームで行う

⇒ サービス事業所内では「虐待防止検討委員会」において判断する

⇒ 「虐待防止検討委員会」が機能しない場合は勇気をもって通報する

⇒ 通報を受けた市町は、迅速に調査(対応)する

## 個人情報保護と高齢者虐待対応における地方自治体の取扱い

個人情報  
の  
保有  
・  
提供

(個人情報保護に関する法律 第61条第1項)

⇒行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要がある。

⇒虐待対応の事実確認や対応の事務は、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務に該当し、当該事務を遂行するために必要な個人情報は保有することができる。

(個人情報保護に関する法律 第69条第1項・第2項)

⇒原則として利用目的の範囲内で行う。

⇒利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能。

例外  
規定

(個人情報保護に関する法律 第27条)～第三者提供の制限～

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合 ⇒事実確認は、第1項に当たる。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難であるとき。 ⇒事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済にあるから、第2項に当たる。

三 略

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 ⇒関係機関は、市町が法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある。

以下、略

(国マニュアルP38～41) 52

施設内で虐待を発見した時は、速やかに市町村に通報すること(通報義務)が規定されています。

施設・事業所内で対応しても  
通報義務は消失しません！

### 高齢者虐待の防止

養介護施設の設置者、要介護事業者の責務(国マニュアルP35)  
養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、通報先の周知を行うことが必要。  
経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待(疑い)を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要がある。

(第24条)通報等を受けた場合の措置

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務または養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

**広島市役所健康福祉局 地域包括ケア推進課**  
**電話 082-504-2648 FAX 082-504-2136**

連絡先

## 高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応の主体

<p>相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が<b>居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応</b>を行う。</li> <li>● 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力する。</li> </ul>
<p>老人福祉法のやむを得ない事由による措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には、高齢者が居住する市町村が対応する。</li> </ul>
<p>成年後見制度の市町村長申立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施する。 ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められている。(関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(国マニュアルP43)</p>

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

## 広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ

### ① 高齢者虐待通報受理・届出受理

受理機関：地域包括ケア推進課

### ② 事実確認のための調査

虐待の事実が認められた場合

### ③ 業務改善計画書の提出要請

- (1) 改善が必要と考えられる事項について通知します。
- (2) 養介護施設等は、通知に定められる期限内に業務改善計画書を提出します。

### ④ モニタリングの実施

改善計画の達成期日が経過した段階で、高齢者虐待の再発防止に向けた評価を行います。

### 虐待対応終結の2要件

- (1) 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること。
- (2) 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること。

### 事実確認のための調査

#### 調査方法

状況に応じて、次のいずれかで実施します。

- ・運営指導（介護保険法）
- ・立入検査等（老人福祉法、介護保険法）

#### 調査内容

##### 高齢者本人

- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ・サービスの利用状況 など

##### 養介護施設等

- ・サービスの提供状況
- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・職員の勤務体制
- ・高齢者虐待の防止のための取組 など

### 業務改善計画書の作成について

以下の内容について確認します。

- ・具体的な改善計画が記載されているか。
  - ・改善計画に期限（達成時期）が設けられているか。
  - ・虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか。
- など

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

## 高齢者虐待(疑いも含む)を発見した際の対応について

### 速やかな初期対応

①利用者の安全確保

②事実確認

③組織的な情報共有と対策の検討

④本人・家族への説明や謝罪

⑤原因分析と再発防止の取組

### 事実確認の実施について (参考資料)

1. 事実と主観を区別し、あいまいな表現は避け具体的に確認

- ・いつ、誰が、誰に、何を、どのように、なぜ、したのか。
- ・本人にいつ、どこに、どのような傷等があったのか。その傷等を誰が確認したのか。
- ・本人は何と言っていたのか、どんな様子だったのか。
- ・目撃者した人はいるのか。 など

2. 確認した内容を正確に記録

**広島市への相談・通報は、「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、事実確認と並行して速やかに行います。**

**職員が高齢虐待を発見した場合の対応について決めておきましょう。**



## 個々の役割として(私たちができること)

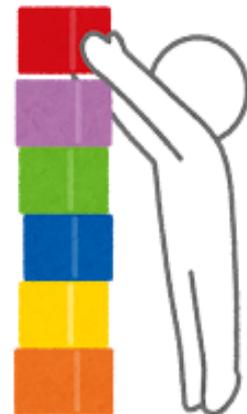
- ✓ 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、予防・早期発見に努める
- ✓ 倫理観や権利擁護について常に意識し高めていく
- ✓ 誠実な施設・事業所の運営と支援の質の向上を目指す
- ✓ 職員同士の連携と風通しの良い支え合う
- ✓ 隠さない、嘘をつかない

通報することは「虐待した人を罰すること」ではありません。  
「法人や施設に損害をあたえること」でもありません。

## 「通報はすべての人を救うこと」

# 組織として

- 介護の基本(理念)がすべての職員に浸透していますか？
- 業務分担に偏りはありませんか？
- 職員のストレスマネジメントは行われていますか？
- 利用者の家族に話せないこと(隠し事)はないですか？
- 自分たちの都合を押し付けたケアを行っていませんか？
- 他人ごとではなくチームアプローチとしてケアを行えていますか？
- 日々のケアの振り返りは組織的に行われていますか？



# 参考文献・参考資料

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和5年3月」厚生労働省老健局
- 社団法人日本社会福祉士会(2012)『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』
- 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 令和6年3月」令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業
- 公益財団法人 東京都福祉保健財団 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集
- 「高齢者虐待を考える 介護施設従事者等による高齢者虐待 防止のための事例集」認知症介護研究・研修センター(仙台・東京・大府) ホームページ「認知症介護情報ネットワークDcnet」上でPDFファイルで無償公開

[https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail\\_65\\_center\\_3.ph](https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_65_center_3.ph)